



発行 東京都

目次

70

条 例

- 東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例：（総務局）…二
- 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例：（同）…二
- 東京都都税条例の一部を改正する条例：（主税局）…三
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例：（東京都教育委員会）…四
- 東京都児童相談所条例の一部を改正する条例：（福祉局）…五
- 東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例：（同）…五
- 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例：（同）…五
- 東京都海上公園条例の一部を改正する条例：（港湾局）…六
- 東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例：（東京消防庁）…六

条例のあらまし

●東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（条例第六二号）

一 地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六五号）の施行等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和八年九月二四日から施行します。

●都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（条例第六三号）

一 地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行による地方税法（昭和二五年法律第二二六号）の改正等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都都税条例の一部を改正する条例（条例第六四号）

一 地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行等に伴い、所要の改正を行います。

(一) 固定資産税

次世代型太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備並びに一定の洋上風力発電設備及び陸上風力発電設備について、課税標準に乗じる特別割合を条例により定めます。

(二) 固定資産税及び都市計画税

建築物移動等円滑化基準等に適合させるよう改修工事を行った一定の特別特定建築物について、税額から減額する割合を条例により定めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第六五号）

一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和八年政令第一六五号）の施行に伴い、介護補償及び葬祭補償の額を改定します。

二 この条例は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用します。

●東京都児童相談所条例の一部を改正する条例 (条例第六六号)

- 一 児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (令和八年政令第一二二号) の施行に伴い、杉並区が行うこととする事務について規定を整備するほか、東京都多摩中部児童相談所の設置に伴い所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和八年一月一日ほかから施行します。

●東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例 (条例第六七号)

- 一 女性福祉資金貸付事業の充実を図るため、事業開始資金等の貸付限度額を引き上げます。

(例) 事業開始資金の貸付限度額

三、五八〇、〇〇〇円 ↓ 三、七二〇、〇〇〇円

- 二 この条例は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用します。

●東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六八号)

- 一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令 (令和八年内閣府・文部科学省令第二号) の施行による幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (平成二六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号) の改正に伴い、主務養護教諭の配置に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都海上公園条例の一部を改正する条例 (条例第六九号)

- 一 東京都立京浜島ふ頭公園を特別区に移管することに伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第七〇号)

- 一 手数料の額を改定します。

(例) 地震動等により作動する安全装置 (感震装置に限る。) の性能試験手数料
型式試験
三七、〇〇〇円 ↓ 四六、三〇〇円

- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十二号

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

例

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (令和二年東京都条例第十号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。
第三条 (見出しを含む。) 中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十三号

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「同法第百三条」を「並びに同法第百三条」に改め、「並びに同法第百七十七条の六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）」を削り、同条第二項の表中

二 軽自動車税

1 環境性能割

前三年度に納付された、又は納付されるべきであった税額を

2 種別割

前三年度に課税された、又は課税されるべきであった税額

二 軽自動車税

前三年度に課税された、又は課税されるべきであった税額に

改め、同表中十の項を削り、十一の項から十四の項までを十の項から十三の項までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和八年度の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整から適用する。

(経過措置)

2 新条例第十二条第二項の規定の適用については、令和八年度に限り、同項の表中

二 軽自動車税

前三年度に課税された、又は課税されるべきであった税額」と

あるのは、

二 軽自動車税

東京都規則で定めるところにより算定した額

二の二 地方税法

東京都規則で定めるところにより算定した額

等の一部を改正

する法律（令和

八年法律第二

号）第一条の規

定による改正前

の地方税法に規

定する軽自動車

税の環境性能割

する。

3 新条例第十二条第二項の規定の適用については、令和九年度及び令和十年年度の各年度に限り、同項の表二の項中「前三年度に課税された、又は課税されるべきであった税額」とあるのは、「東京都規則で定めるところにより算定した額」とする。

東京都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十四号

東京都税条例の一部を改正する条例

東京都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。第百二十三条中「土地」の下に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては二十万円」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に改める。

附則第十四条第四号及び第五号を次のように改める。

四 法附則第十五条第二十四項第一号 三分の一

五 法附則第十五条第二十四項第三号 二分の一

附則第十四条に次の一号を加える。

十三 法附則第十五条の十一第一項 三分の一

附則第十五条第一項中「附則第七条第三項」を「附則第七条第六項」に改め、同条第

と

二項中「附則第七条第四項」を「附則第七条第七項」に改め、同条第三項中「附則第七条第七項」を「附則第七条第十項」に、「附則第七条第九項」を「附則第七条第十二項」に、「附則第七条第十項」を「附則第七条第十三項」に、「附則第七条第十一項」を「附則第七条第十四項」に、「附則第七条第十二項」を「附則第七条第十五項」に、「附則第七条第十七項」を「附則第七条第二十項」に、「附則第七条第十九項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条第四項中「附則第七条第十七項」を「附則第七条第二十項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二百二十三条の改正規定及び次項の規定 令和九年四月一日

二 附則第十五条第一項から第四項までの改正規定 令和十一年四月一日
(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都税条例（以下「新条例」という。）第二百二十三条の規定は、令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第十四条第四号及び第五号の規定は、令和八年四月一日以後に新たに取得された地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）附則第十五条第二十四項第一号及び第三号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第十四条第十三号の規定は、令和八年四月一日以後に法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修特別特定建築物に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年七月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十五号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第二号中「八万五千四百九十円」を「九万七千九百九十円」に改め、同項第四号中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

第二十号中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和八年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 新条例第八条の二第二項第二号及び第四号並びに第二十号の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第八条の二第二項第二号及び第四号の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに旧条例第二十条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例を公布する。
令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十六号

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都多摩中部児童相談所	東京都杉並区南荻窪四丁目二十番六号	武蔵野市 三鷹市
--------------	-------------------	----------

第二条 東京都児童相談所条例の一部を次のように改正する。

別表東京都小平児童相談所の項中「小金井市 小平市 東村山市 国分寺市 東大和市」を「小平市 東村山市 東大和市」に改め、同表東京都多摩中部児童相談所の項中「三鷹市」を「三鷹市 小金井市 国分寺市」に改める。

附 則

この条例は、令和八年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十七号

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例(昭和四十五年東京都条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表事業開始資金の項中「三、五八〇、〇〇〇円」を「三、七二〇、〇〇〇円」に改め、同表事業継続資金の項中「一、七九〇、〇〇〇円」を「一、八六〇、〇〇〇円」に改め、同表医療介護資金の項中「四八〇、〇〇〇円」を「五一〇、〇〇〇円」に改め、同表生活資金の項中「一一四、〇〇〇円」を「一一八、〇〇〇円」に改め、同表結婚資

第一条 東京都児童相談所条例(昭和二十八年東京都条例第一百十九号)の一部を次のように改正する。

別表東京都杉並児童相談所の項を削り、同表東京都町田児童相談所の項の次に次のように加える。

金の項中「三三〇、〇〇〇円」を「三四〇、〇〇〇円」に改め、同表修学資金の項中「五四、〇〇〇円」を「五五、五〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例別表の規定は、令和八年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十八号

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年東京都条例第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第二号中「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を加える。
第二十四条第二項中「法第十四条第六項に規定する」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都海上公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年七月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十九号

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。
別表第一ふ頭公園の部東京都立京浜島ふ頭公園の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年七月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十号

東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都消防関係手数料条例（平成十二年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。
別表三十一の項イ中「三万七千円」を「四万六千三百円」に改め、同項ロ(1)中「一万五千三百円」を「二万六千三百円」に改め、同項ロ(2)中「八千三百円」を「一万一千八百円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

